

子育て文教委員会

平成30年3月2日

1 議案審査

(1) 議案第21号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 【資料】

2 報告事項

(1) 平成30年4月認可保育園等一次入園審査状況について 【資料】

3 その他

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

1. 改正趣旨

平成 29 年の特別区人事委員会勧告に基づき、扶養手当について改正を行う。

2. 改正概要

項目・条文	改正内容	施行年月日												
扶養手当 (条例第 11 条、第 12 条)	民間企業における家族手当の支給状況の変化、国や都における扶養手当の見直しを踏まえ、配偶者及び子に係る手当額を改正する。	平成 30 年 4 月 1 日												
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>平成 31 年度～</th></tr></thead><tbody><tr><td>配偶者</td><td>13,700 円</td><td>10,000 円</td><td>6,000 円</td></tr><tr><td>子</td><td>6,000 円</td><td>7,500 円</td><td>9,000 円</td></tr></tbody></table>			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度～	配偶者	13,700 円	10,000 円	6,000 円	子	6,000 円	7,500 円	9,000 円
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度～									
	配偶者		13,700 円	10,000 円	6,000 円									
子	6,000 円	7,500 円	9,000 円											
※配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできる限り少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を上げる。														

3. 新旧対照表

別紙のとおり

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（扶養手当）</p>	<p>（扶養手当）</p>
<p>第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p>	<p>第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員<u>のすべて</u>に対して支給する。</p>
<p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>	<p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>
<p>（1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p>	<p>（1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p>
<p>（2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p>	<p>（2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p>
<p><u>（3） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p>	
<p><u>（4） 満60歳以上の父母及び祖父母</u></p>	<p><u>（3） 満60歳以上の父母及び祖父母</u></p>
<p><u>（5） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p>	<p><u>（4） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p>
<p><u>（6） 重度心身障害者</u></p>	<p><u>（5） 重度心身障害者</u></p>
<p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。</p>	<p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる<u>額を合計して得た額</u>とする。</p>
<p><u>（1） 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円</u></p>	<p><u>（1） 前項第1号に掲げる者 1万3,700円</u></p>
<p><u>（2） 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円</u></p>	<p><u>（2） 前項第2号に掲げる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 1万3,700円</u></p>
	<p><u>（3） 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち2人（前号に該当する扶養親族を有する場合にあっては、1人）までのもの 6,000円</u></p>
	<p><u>（4） 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち前2号に該当するもの以外のもの 6,000円</u></p>
<p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>4 扶養親族たる子（<u>第2項第2号に掲げる子に限る。以下同じ。</u>）のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（<u>同項第2号に該当する子がある場合にあっては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数</u>）を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>
<p>第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p>
<p>（1） （現行に同じ）</p>	<p>（1） （略）</p>

<p>(2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</u></p>	<p>(2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>(4) <u>扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</u></p>
<p>2 (現行に同じ)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</u></p> <p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合</u></p>	<p>3 <u>扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p>
<p>4 <u>第2項ただし書きの規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p>	
<p><u>附則</u></p>	
<p><u>(施行期日)</u></p>	
<p>1 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	
<p><u>(扶養手当に関する特例措置)</u></p>	
<p>2 <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第3項並びに第12条第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、改正後の条例第11条第3項第1号中「前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親</u></p>	

族 6,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族 1万円」と、同項中「(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円」とあるのは「

(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。）

1万円

(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円

(4) 前項第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円

」と、改正後の条例第12条第1項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第4項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以

下「配偶者を欠く一子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けている職員(同号に該当する扶養親族たる子(配偶者を欠く一子を除く。))を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間はない配偶者を欠く一子を扶養する場合(当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。)その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

(1) 平成30年度 1万1,500円

(2) 平成31年度から平成35年度まで 1万3,000円

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合(当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出は、改正後の条例第12条第1項の規定による届出とみなす。

6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。

平成30年4月認可保育園等一次入園審査状況

(平成30年2月15日現在)

平成29年12月1日から平成30年1月22日に受け付けました、平成30年4月一次締め切りまでの認可保育園等入園申請に基づいて入所審査を実施し、2月15日に通知いたしました。入所審査の結果につきましては、以下のとおりです。

なお、二次の申請は2月28日で受付を終了し、審査を経て3月中旬に結果通知を行う予定です。

希望者数

	希望者数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成30年4月	208	242	56	84	21	15	626
平成29年4月	229	166	118	87	42	7	649
平成28年4月	181	195	83	90	21	9	579

保育施設の募集合計人数

	募集人数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
施設合計	167	81	13	9	27	46	343

※募集数は、原則、そのクラスの定員から持上り予定人数を引いたもので、29年度中の入退園により今後変動することがあります。

一次審査内定者数

	内定者数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成30年4月	168	100	27	33	14	5	347
平成29年4月	160	117	63	58	20	2	420
平成28年4月	142	100	33	36	14	3	328